

# 市民の皆さんの 地域づくりを応援します

回覧

～ 菊川市 1%地域づくり  
活動交付金制度のあらまし～

◆みんなで創ろう 元気な きくがわ

◆育てよう 未来の きくがわ

◆レッツ チャレンジ まちづくり

◆活かそう みんなの 千カラ



平成24年度事業 募集期間

地域づくり団体

平成23年10月11日～11月4日まで

コミュニティ協議会

平成24年2月1日～29日まで

平成24年4月からの活動が対象となります。(1団体1承認)

平成24年度から2期分の募集はありませんので御注意ください。

菊

川

市



## はじめに

菊川市では、市民による地域づくり活動を活性化させることにより、活力ある元気なまち、住み良いまちを目指しています。

市民参加による市民のためのまちづくりを実現させるため、皆さんが日々の生活の中で培ったチカラ（アイデアや技術）を最大限に発揮できるように、「菊川市1%地域づくり活動交付金制度」を是非ご活用下さい。

## 「菊川市1%地域づくり活動交付金制度」とは？

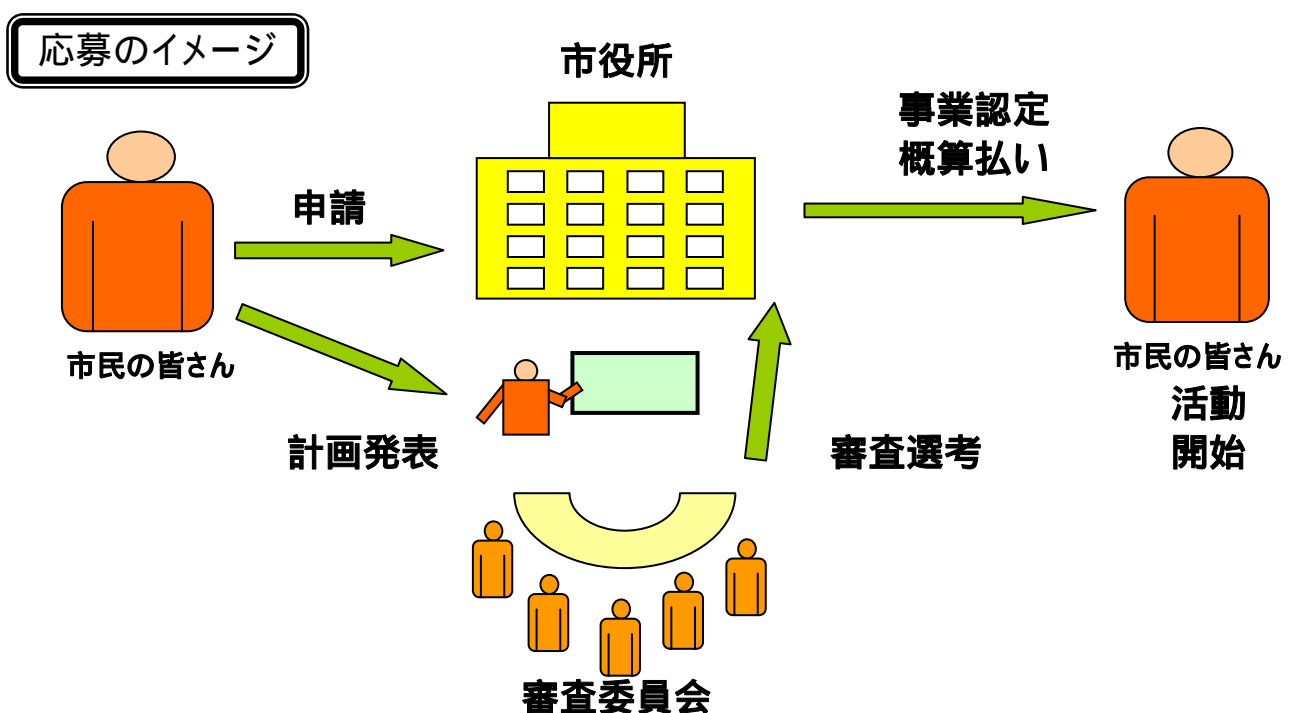
菊川市の市民税1%相当額<sup>1</sup>を財源として、市民が実践する「まちづくり・地域づくり活動」に対し経費の一部を助成するものです。「市税の使い道を市民が決める」といった発想をもとに、10名以上の会員を有する団体（コミュニティ協議会<sup>2</sup>、NPO、ボランティア団体、自治会、社会貢献活動を行う企業など）であれば、市民誰もが応募できます。

応募された活動内容については、市民代表などで組織する「1%地域づくり活動交付金審査委員会」が、公開活動審査会（プレゼンテーション）において審査選考を行います。

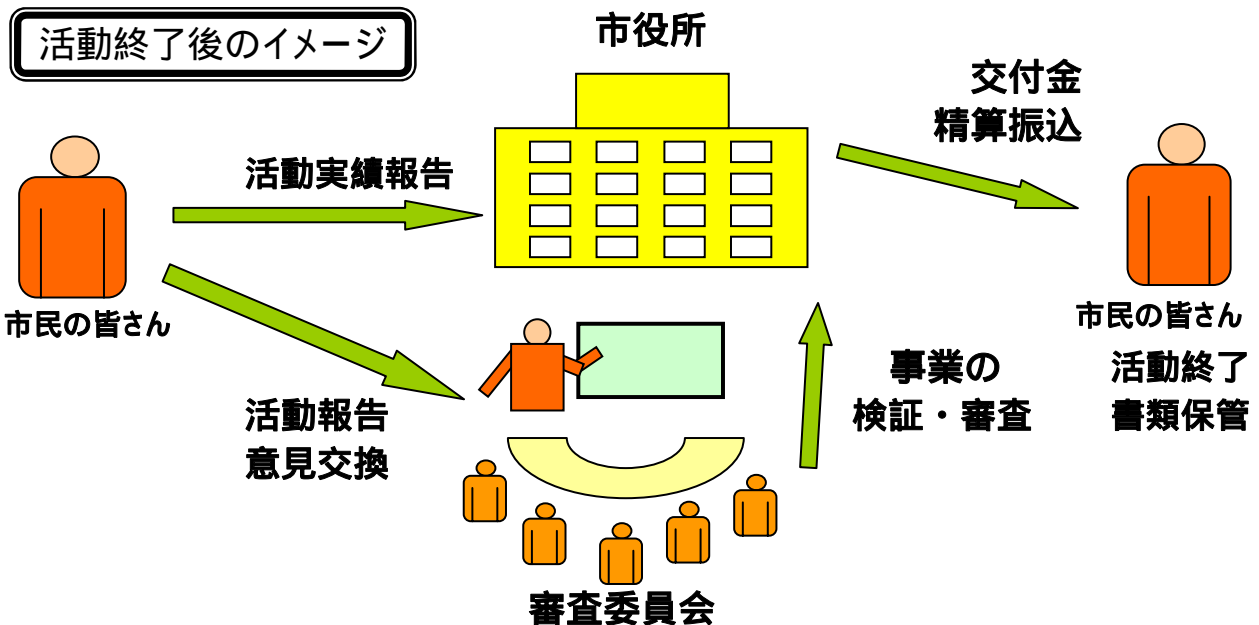
審査会において採択された活動について、市が予算の範囲内で交付金を決定し、様々な地域づくり・まちづくり活動が展開されます。

1 市民税1%相当額は、あくまでも目安であり、予算を確約するものではありません。

2 コミュニティ協議会とは、概ね小学校区を枠組みとした地域住民で組織し、地域住民の誰もが自由に参加でき、より良い地域づくりを目指す団体です。



活動終了後は、実績報告書を提出していただき、交付金が有効に活用されているか、活動が忠実に進められたか審査され、交付金が交付されます。また、更なる活動団体の発展と団体相互の意見交換が行われるよう、交付金活用団体等による活動報告会（一般公開）も予定されております。



### どんな活動が対象になるの？

市民の皆さんが自発的かつ主体的に取り組むまちづくり・地域づくり活動で、年度内に活動が終了するもの。

ただし、公的機関からその他の補助金等を受けている活動は対象外となります。

例えば・・・

花いっぱい運動 子育てサロン 市民農園 菊川ブランドの発掘 など

### 応募できる団体は？

1. 地域づくり団体（次の要件に全て該当し、継続的に活動する団体）
  - 市民が主体となって組織し、運営していること
  - 菊川市を活動の拠点とし、構成員が10名以上いること
  - 営利を目的としないもの
  - 政治活動及び宗教活動を目的としないもの
2. コミュニティ協議会

### 交付金の限度額と交付率は？

交付決定は、1年度あたり1団体1回となります。団体区分ごとの交付金の限度額や交付率は、以下のとおりです。

団体区分	限度額 (1団体につき)	交付率 (対象経費の)
地域づくり団体	30万円	3 / 4 補助
コミュニティ協議会	100万円 <sup>3</sup>	全額補助

<sup>3</sup> 六郷地区コミュニティ協議会は、人口・世帯数を勘案し、限度額を200万円とします。

## 対象となる経費は？

	分類	対象経費	対象外
事業費	参加費	ジュース、ティッシュペーパー、タオル イベント時振る舞い（豆まき、豚汁等）	商品券、図書券などの金券類 特定の個人への賞品（特賞など）
	食糧費	講師・専門家等の食事代、お弁当代	スタッフ・参加者のお弁当代、 親睦・慰労会費、模擬店の材料費
	備品購入費	1事業10万円まで	合計で10万円を超えた分の経費 備品購入のみを目的とした事業
	通信費	切手代、はがき代、郵送料	電話料、インターネット接続料 （料金区分が明確にできないもの）
	謝礼金	講師・専門家への謝礼 物品借用に係る謝礼は菓子折り程度	当該団体の構成員への謝礼金
	借上げ料	高所作業車・クレーン車など特殊機械 放送機材、ガス器具、ステージ車両	自家用車、バス代 手間賃、作業代
	施設使用料	市内の公共的な施設 （アエル、中央公民館、体育館など）	市外の施設
	燃料費	草刈機・耕運機などの燃料費 特殊機械借上げ時の燃料費	自家用車のガソリン・軽油代
	保険料	参加者・スタッフの傷害保険料 （1事業1人当たり50円まで）	傷害保険以外の保険料
	印刷代	会議資料、チラシ、ポスター、チケット作成 （1事業4万円まで）	合計で4万円を超えた分の経費
原材料費	花苗、土、肥料、セメント、砂利、溝蓋など （1事業10万円まで）	合計で10万円を超えた分の経費 食材（調味料を除く）	
消耗品費	事務用品、用紙、電池、写真代 （交付対象経費の総額の10%まで）	参加者などへ配布する写真代の 焼増し代は不可	
諸雑費	事業費に含まれないもの （交付対象経費の総額の10%まで）		

## お問い合わせ

この制度について、菊川市ホームページからも確認できますが、ご不明な点については、下記担当課までお問合せ下さい。

### 菊川市役所 生活環境部 地域支援課

〒439-8650 菊川市堀之内6-1 TEL.35-0925 FAX.35-0977

E-mail>chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp URL>http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp

応募に必要な書類は市ホームページからもダウンロードできますが、市役所本庁や小笠支所、各地区センターにも設置してありますので、必要事項に記入の上、市役所本庁地域支援課または小笠支所小笠総合サービス課へ、応募期間内にご持参ください。